

原議保存期間3年  
(2026年3月31日まで)  
企画調査課

最高検企第315号  
令和5年6月23日

高等検察庁次席検事 殿  
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁総務部長  
最高検察庁刑事部長  
最高検察庁公安部長  
(公印省略)

警察送致(付)事件における捜査書類の個人特定情報の不記載について(通知)

警察送致(付)事件の犯罪被害者及び犯罪捜査における関係者(被疑者及び共犯者を除く全ての者をいう。以下「被害者等」という。)の個人を特定させる情報(氏名、年齢、住居、職業(勤務先名・通学先名を含む。)、生年月日、電話番号、家族関係、使用車両、その他の被害者等の特定につながる情報をいう。以下「個人特定情報」という。)の捜査書類への記載については、各地方検察庁において、必要に応じて、各都道府県警察と協議の上、性犯罪事犯を中心に、個人特定情報を集約した捜査報告書(以下「集約捜査報告書」という。)を作成し、氏名及び年齢等を除き捜査書類ごとには記載しないなどの取扱いをしているものと承知しています。

今般、法務省刑事局及び警察庁と協議の上、下記のとおり、集約捜査報告書を作成し、それ以外の捜査書類には、原則として、氏名及び年齢を除く個人特定情報を記載しない取扱いとすることとしましたので、各地方検察庁におかれては、各都道府県警察と適宜協議の上、適切に取り組まれるよう願います。

なお、本件については、警察庁からも別添の通達が発出されましたので申し添えます。

#### 記

- 1 開始時期  
各地方検察庁において、各都道府県警察と協議して開始時期を決めること。
- 2 対象事件

- (1) 刑事事件（少年事件及び交通事件を除く。）について  
微罪処分事件を除く全事件を対象とする。
- (2) 少年事件（交通事件を除く。）について  
全事件を対象とする。
- (3) 交通事件について  
基本書式を使用する事件を対象とする。

なお、各地方検察庁において、各都道府県警察と協議して、(1)から(3)までの対象となる事件について、段階的に拡充していくことは差し支えない。

### 3 対象者

被害者等

### 4 対象捜査書類

警察が検察庁に送致（付）する捜査書類及び警察送致（付）事件における検察庁が作成する捜査書類を対象とする。

なお、各地方検察庁において、各都道府県警察と協議して、対象となる捜査書類について、段階的に拡充していくことは差し支えない。

### 5 具体的作成要領

#### (1) 集約捜査報告書の作成

対象事件における被害者等の個人特定情報の一元化を図るため、集約捜査報告書を作成し、その情報に変更等があった場合には、その都度、その変更内容等を明らかにする捜査報告書を作成する。

集約捜査報告書の具体的な作成方法及び書式等については、各地方検察庁において、各都道府県警察と協議して決められたい。

#### (2) 被害者等の個人情報保護への配慮

犯罪を立証するため必要があると認められる場合を除き、氏名及び年齢を除く個人特定情報を集約捜査報告書以外の捜査書類に記載しないよう配慮する。

捜査書類の具体的な記載方法については、各地方検察庁において、各都道府県警察と協議して決められたい。

### 6 留意事項

- (1) 被疑者（又は被告人）が被害者等の個人特定情報を了知しているか否かにかかわらず、本通知によることとする。
- (2) 本通知は、犯罪を立証するため必要があると認められる事実の捜査書類への記載をおろそかにすることを許容するものではない。
- (3) 本通知に反して、捜査書類に個人特定情報を記載した場合には、訂正報告書等を作成する必要はなく、例えば、付箋を貼付するなどして記載箇所を明らかにすることとする。
- (4) 本通知の取組により、必ずしも、公判等刑事手続において完全な秘匿を約束できるものではなく、マスキング等の秘匿措置が義務付けられるものではない

ことから、被害者等から自己の個人特定情報の取扱いについて尋ねられるなどした場合には、捜査書類上の個人特定情報が確実に秘匿されるといった誤解を与えるような対応をしないよう留意願いたい。